



# エコロガイド 目次

	頁
目次・エコロ共済制度一覧	1
エコロ共済制度とは	2
エコロ共済の手続き 加入・解約 エコロ共済で使う用語について	3
エコロ共済の申請 共済事由が発生したら 申請・給付	4
ケアのマニュアル	5
ケア者保障保険	5
エコロ共済制度内容（2019年10月改定）	6～14

	事由コード	保障制度	頁
組合員活動保障	1	組合員活動を支えるためのケア	6
	2	組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア	
	3	エコぴよん託児（集団託児）	
	4	活動中の事故で負傷したときの保障とケア	7
	5-1, 5-2	活動中の自家用車・バイク・自転車の自損事故、盗難の保障	
共同購入活動保障	1	共同購入品の破損・盗難の保障	8
	2	共同購入備品の破損・盗難の保障	
	3	荷受場所での共同購入品破損の後始末の保障	
	4-1	共同購入配達ケア	9
	4-2	日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア	
	5	手助けが必要な加入者への共同購入品申込みサポートケア	
生活保障	6	個配組合員スタート時・新班結成時の受取容器代補助	10
	1	加入者本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア	11
	2	加入者本人の出産前後のケア	
	3	家族の入院・在宅療養または、介護で付添い・介助する時の加入者へのケア	
	4	家族が亡くなったときの加入者へのケア、葬儀に出席するときの加入者へのケア	12
	5	学校（保育園・幼稚園を含む）行事に参加するためのケア	13
	6	リフレッシュケア	
7	加入者の住宅災害時のケア		
健康推進・出産祝・節目祝	1	ガン検診・健康診断を受けたときの補助	14
	2	出産祝	
	3	節目祝	

エコぴよん託児の利用方法	15
申請用紙	18
エコロ講座	24
共済制度規約・細則	25
愛知のエコロ共済のあゆみ	27
協同組合のアイデンティティに関するICA声明	28
裏表紙 連絡先一覧	29



# エコロ共済制度とは

エコロ共済は、生活クラブ独自のたすけあいの共済制度です。エコロ共済に加入することは、毎月100円の掛金で、生活クラブの組合員相互の「たすけあいのしくみ」づくりに参加するということです。

みんながエコロ共済に加入することは、安心して組合員活動ができることになり、そのことがよりよい消費材づくりへとつながります。ひとつひとつの「思い」の実現に向け、エコロ共済制度が、生活クラブひとりひとりの組合員活動を支えます。

1. 組合員活動保障  
…安心して組合員活動に参加するために
2. 共同購入活動保障  
…安心して共同購入活動に参加するために
3. 生活保障  
…「困った時はおたがいさま」と、気軽に助け合える関係が地域に広がるために
4. 健康推進・出産祝・節目祝

エコロは、「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。「気軽にケアをしあいましょう」という気持ちを表現しています。



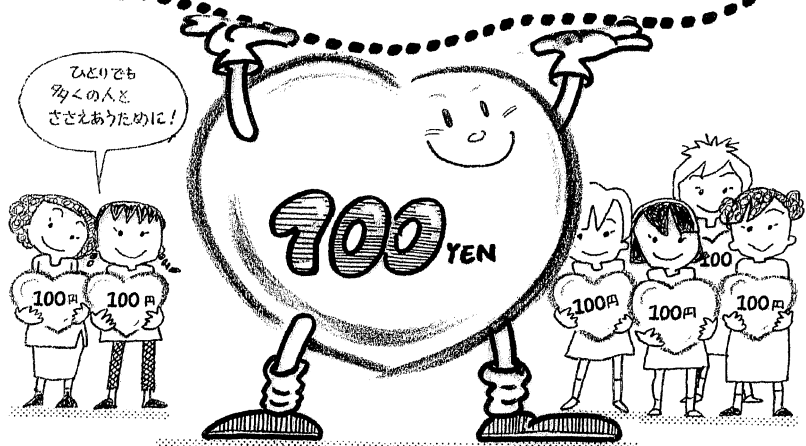
**エコぴょん**：困ったときに手をさしのべあい、たすけあうという想いがこめられています。一見、可愛いうさぎに見えますが、逆さにすると両手が図案化されていることがわかります。

今の暮らしに、エコロ共済を使うことで、様々なたすけあいを広げていきましょう。

## たすけあいのしくみ エコロ

“身近な何気ない「たすけあい」をしくみにしたい”から生まれた、エコロ共済。エコロ共済で支払われるもの、受け取れるものは報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」と「がんばろう」の詰まった、あたたかいメッセージです。

困った時に「手伝って」と言える関係を身近なところで広げて、安心な暮らしをみんなで作っていきましょう。エコロ共済はそれを応援しています。





# エコロ共済の手続き

## 加 入

- 加入手続き 生活クラブ加入用紙、または、「生活クラブエコロ共済加入申込書」に記入し、事務局へ提出します。
- 掛金 月額 100 円です。(初回のみ掛金 200 円〈掛金前払いのため〉)その後、毎月の共同購入代金と一緒に翌月分の掛け金を引落します。
- 効力の開始 加入申込書が受理された翌日より効力が発生します。  
(生協加入待機者は組合員活動部分のみ翌日から対象)
- 効力の失効 共済掛金の払い込みが 3 回以上連続して確認できなかった場合、長期の休会等、効力が失効します。

加入申込書記入

事務局へ提出

翌日効力発生

掛け金引落

月 100 円

初回のみ 2 ヶ月分引落しになります。

## 解 約

- 解約 生活クラブ生協を脱退する時は、エコロ共済も自動的に解約されます。毎年2月末までに受付けをした任意解約が、年度替わり4月からの解約となります。

脱退届提出

翌月請求停止

解 約

## ■エコロ共済で使う用語について

組合員活動	班会、チラシ配布、展示即売会、説明会、コミュニティ会議、委員会等への出席、学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催の行事や生協運営に関わる活動に参加すること。
ケア	気張らずさりげなく、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝い。介護や看護は含みません。
ケア者	お世話をする人。共済加入者であれば誰でもなれます。
ケア金	お世話になったお礼として、ケア者に支払われる共済金。共済加入者みんなからのありがとうの気持ち。労働の対価ではありません。
ケア時間	ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間。正確なケア時間の記入が必要です。
共済事由	共済制度を必要とする実際に起こった事柄。
共済発効日	事務局が加入用紙を受理した翌日より発効し、保障が開始されます。
家族の定義	同居する親族と別居の 2 親等以内の親族(親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹)とします。(家族が亡くなったときのケアの「家族」は、3 親等以内の親族(曾祖父母・伯父伯母・叔父叔母・曾孫)まで対象。)
不慮の事故	急激かつ外因による事故。(詳しくは細則第 4 条を参照)
在宅療養	家庭において治療に専念する必要があり、かつ日常生活に支障を生じた状態をいいます。
集団託児(エコぴよん託児)	エリア・コミュニティで行なう会議・学習会などの際の、1 人以上の子どもの託児をいいます。活動に近い場所で行います。
コーディネーター	エコぴよん託児の託児グループにはコーディネーター役をおいています。エリア・コミュニティから託児の依頼を受け、必要な人数の託児者を探したり、キャンセルのときの連絡などを行ないます。



# エコロ共済の申請

共済事由が発生したら

## 申請・給付のしくみ

1. ケアを受けた人・または代理の人が申請を行います。  
破損・盗難の場合は、申請の前にセンターに連絡してください。(配達日から3日以内)

2. 申請用紙は、以下の方法で入手してください。  
①エコロ共済ガイドに添付の申請書をコピーする。  
②生活クラブ愛知のホームページからダウンロードする。  
③センター・本部に連絡し、取り寄せる。

### 3. 申請方法

共済事由が発生した場合は、申請用紙をできるだけ早めに提出して下さい。(1ヶ月が目安、ケア者の都合で脱退などがあった場合、給付できなくなる場合があります)

### 4. 給付までの流れ

給付される共済金は、ケアをした人に給付されるケア金と、本人に給付されるものがあります。いずれも共同購入代金と相殺されての給付となります。

毎月の締切りまでに受理された申請が、翌月集金にて相殺給付されます。

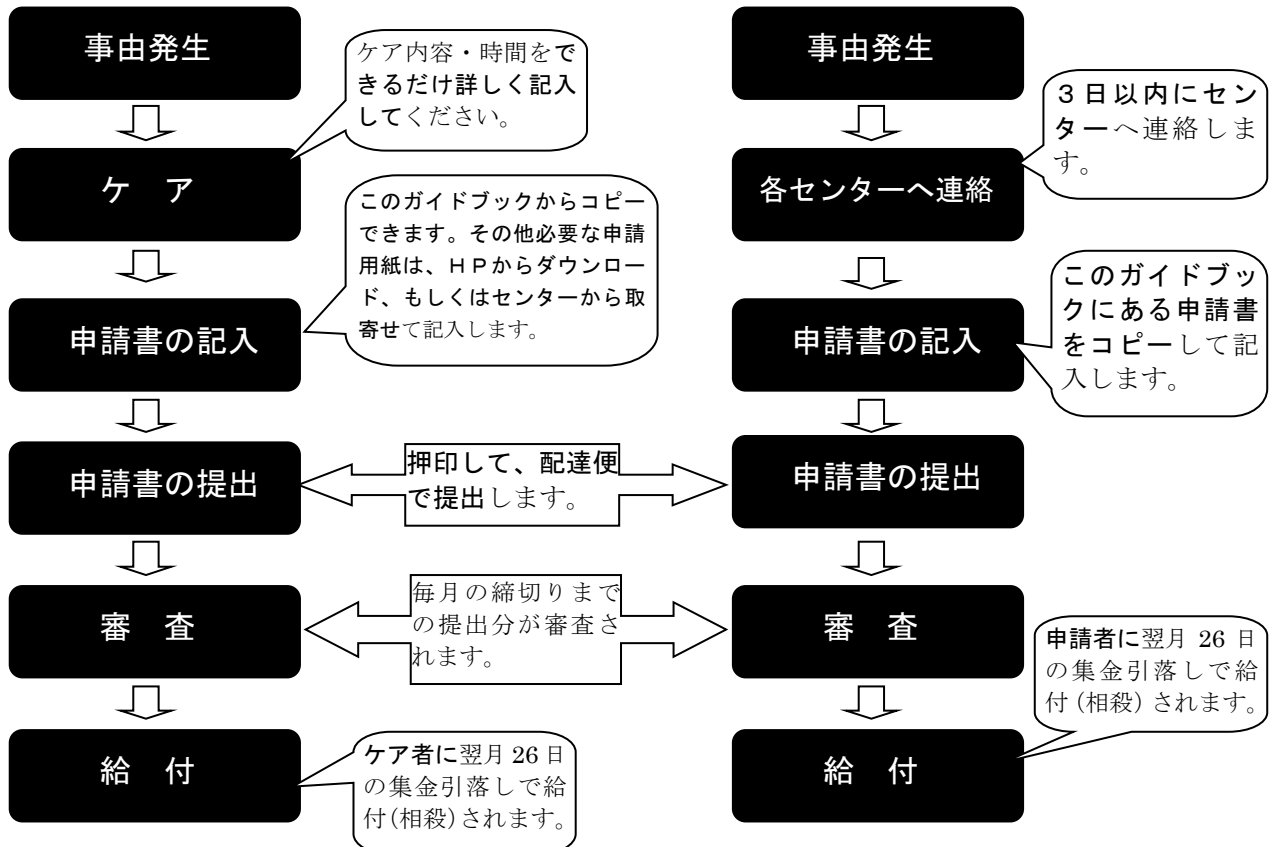
※どの事由に当てはまるかはっきりしない場合には、単協地域福祉委員会にて事由審査する場合があります。

申請書の提出は、1ヶ月をめやすに早めに提出しましょう。

※ガイドブックにない申請書は、センターから取り寄せるか、HPからダウンロードできます  
<http://aichi.seikatsuclub.coop/>

組員活動・けが・病気・  
出産・弔事などのケアの場合

破損・盗難の場合





# ケアのマニュアル

## 1. エッコロのケアってなに？

気張らず、さりげなく「今、困っていない人から、今困っている人へ」ほんのちょっとしたお手伝いのことです。

あくまで組合員が日常生活の範囲内のできるお手伝いです。介護や看護は含みません。ケア内容は託児や家事支援、共同購入品の受取り配達などがあります。

エコロのケアは、組合員相互の「お互いさま」の気持ちを基本としています。「ちょっとお願い」「はい、どうぞ」と言える関係を作り、日常生活に「お互い様」でケアする人、してもらう人がふえることをめざしています。



## 2. ケアのルール

エコロ共済加入者どうしてもであれば、誰でもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。

ケアする人の人数、時間などは、制度の保障の範囲内で自由です。ただし、加入者本人が家族のケアをした場合や、本人のケアを家族がした場合は対象外となります。（加入者どうしても家族間のケアは対象外です）

※万一、エコロのケア中に事故があった場合には、「ケア者保障保険」が適用されます。

## ■ケア者保障保険

エコロ共済に定められているすべてのケアについて適用されます。

☆この保険はケア者を守るため、ケア者が出かけてからケアを終え帰宅するまでの間を保障します。

☆事故が発生したら、速やかに本部事務局へ連絡して下さい。052-899-0770

☆ケアに自動車が使われた場合の自動車事故は対象になりません。

### 1. 保障内容

傷害保険 (ケア者本人)	死亡 300万円 入院 3,000円/日(180日間)・通院 2,000円/日(90日間)	ケア者がケア中にケガをした場合
賠償責任保険	対人 10,000万円/1名 対物 10,000万円/1事故	ケア者がケガをさせたり他人の物を壊した場合

<参考>生活クラブでは、「行事保険」に加入しています。

生協主催行事や生協運営にかかわる諸活動（配達荷受は除く）に参加する組合員が、偶然の事故によりケガをした場合の補償と、主催者である生協が参加中の組合員および第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。

事由が発生したら、速やかに本部事務局へ連絡して下さい。

## ケア金とは

ケア金は、「みんなからのお礼」との考えで、日常的なたすけあいに参加者全員からの感謝のしるしとして支払われます。

労働の対価ではありません。直接たすけあいのケアを行うので、掛け金以外の利用料などは不要です。

### ①ケアを受けるときの注意

- ・ケアしてくれる人への感謝の気持ちを忘れずに。
- ・あくまで厚意によるボランティアです。お互いの立場を思い合ってたすけあいを進めましょう。いつか「次は、私がだれかをケアする番」と考えましょう。
- ・ケアしてくれる人に、して欲しいことの内容を伝え、ケア内容・時間・場所をよく打ち合わせて下さい。アレルギーや持病などの注意事項は前もって伝えておきましょう。
- ・ケア終了後、速やかに申請書を提出して下さい。

### ②ケアをするときの注意

- ・ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重し、やさしい心で接しましょう。
- ・依頼者のプライバシーを必ず守りましょう。
- ・ケアの内容、時間などを記録しておきましょう。
- ・無理をせず、自分が普通にできることを引き受けましょう。